

松田町朝の子どもの居場所づくり事業実施に関する規約（松田小学校）

「松田町朝の子どもの居場所づくり事業」（以下、「事業」という。）における利用規約（以下、「規約」を次のとおり定めます。

事業をご利用いただく場合、規約のすべての内容に同意したものとみなされます。

第 1 条（目的）

事業は、松田町立小学校（以下「小学校」という。）の始業前の子どもたちに安全・安心な朝の居場所を提供することで保護者の負担を軽減し、子育てを社会全体で支援をしていくことを目的として、事業を実施するものです。

※事業は「お子様をお預かりする事業（保育）」ではなく、小学校始業前に安心・安全な居場所を提供する事業です。

第 2 条（実施主体）

事業の実施主体は松田町といたします。

第 3 条（対象者）

利用を希望する家庭の児童（学年は問いません。）。

※児童の登校にあたっては、児童の安全確保の観点から、地域玄関まで保護者の付き添いを必須とします

第 4 条（利用料）

無料（別途保険料がかかります。）

※事業実施中に起きた事故等に備え、利用に当たっては町指定の保険への加入が必須となります。

料金：800 円／年（+手数料）

保険内容：傷害保険・賠償責任保険

第 5 条（支援員）

1. 業務委託により支援員を配置します。
2. 支援員は 2 名体制で、音楽室での見守り 1 名と地域玄関に 1 名配置しています。

第 6 条（事業内容及び実施時間）

1. 松田小学校の音楽室を開放します。
2. 保護者の方が付き添いのもと登校し、松田小学校の地域玄関で児童の氏名等を伝えて、児童を支援員に引き渡します。
3. 学校の昇降口が開く時間まで、児童は、読書や自学自習などにより自由に過ごします。

4. 開放時間 午前7時15分から7時55分までの40分間（入室は7時30分まで）

第7条（実施日及び実施時間）

事業の実施日及び実施時間は次のとおりとします。ただし、事業の運営上必要があると認めるときは、実施日及び実施時間を変更します。

- （1） 実施する日 月曜日から金曜日までとする。
- （2） 実施しない日
 - イ） 土曜日及び日曜日
 - ロ） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ハ） 春季、夏季、冬季の長期休業期間
- 二） 学校行事の代休日
- ホ） 入学式及び卒業式の当日とその前日
- ヘ） 気象警報発令に伴い、登校時間が遅れるもしくは、休校となる日
- ト） その他町が指定する日

第8条（利用登録方法）

- 1. 「松田町朝の子どもの居場所づくり事業利用登録申請書」（第1号様式）をマチコミメールの添付ファイル、または町ホームページでダウンロード（申請書は町役場にもあります）していただき、必要事項を記入のうえ町子育て健康課に提出してください。
- 2. 1.の登録後、保険料の支払いに必要な用紙をお渡ししますので、コンビニ等で保険料をお支払いください。
- 3. 保険の加入が確認できましたら、町から「松田町朝の子どもの居場所づくり事業利用承認通知書」を郵送いたします。

～登録申請について～

※利用月の前月15日までの登録申請期間となります。（15日が土日祝日にあたる場合は、前営業日が登録申請期限となります。）

（例）4月から利用を希望する場合は、3月15日までに登録申請し、20日までに保険料の納付まで済ませてください。4月1日以降から利用できます。

第9条（留意事項）

- 1. 事業は、児童の預かりの場（保育）とは異なります。配置体制や事業趣旨をご理解のうえ、ご利用ください。
- 2. 体調急変、けが等の緊急時においては保護者の緊急連絡先に連絡し、お迎えや医療機関の受診の付き添いをお願いします。
- 3. 利用児童が見守り員の注意に従わない、ルールが守れない、迷惑行為などがあった場合は、利用をお断りします。

4. 緊急事態などには、支援員から保護者に連絡します。必ず連絡がとれるようお願いします。
5. 児童が在籍する学級等での学級閉鎖等の期間中は、当該学級等の児童は事業を利用できません。
6. 午前6時時点で松田町もしくは神奈川県西部を含む地域に、下記の気象警報が発令された場合は予告なく中止します。
暴風警報、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報、暴風特別警報、大雨特別警報
7. 小学生は9時間から12時間の睡眠時間の確保が推奨されています。お子様の心身の健康のために、質量ともに十分な睡眠をとるようにしてください。

第10条（個人情報の取り扱い）

利用者は、規約に同意したことをもって、個人情報の取り扱い等について同意したものとみなします。

※登録時の個人情報は、本町と事業者（支援員含む）で共有することに同意の上お申込みください。

第11条（免責事項）

1. 町は、利用によって生じたいかなる損害やトラブルに対しても、責任を負わないものとします。
2. 利用者が規約に違反したことにより、町が損害を被った場合、利用者は町に対してその損害を賠償するものとします。

第12条（規約の変更）

町は、必要に応じて規約を変更することがあります。

◇お願い

1. 児童の安全面の確保の観点から、地域玄関入口まで保護者の方が児童に付き添ってください。
2. 食べ物は持ち込めません。
3. 体調の悪い日のご利用はお控えください。
4. お車等での送迎の際は、交通ルールを守っていただき交通安全に努めてください。